仕　　様　　書

1　業務名
　食品ロス削減への取組状況調査業務

2　目的
　札幌市内の事業系一般廃棄物のうち焼却ごみは、年間 17.8 万トンとなっている。
　このうち、事業系生ごみは年間 7.6 万トン発生し、その２割にあたる 1.3 万トンが食品ロスとなっている。
　札幌市では、循環型社会の構築に向けた取組の一つとして、また、SDGs 未来都市の体現、食品ロス削減の推進に関する法律の施行もあり、食品ロス削減に積極的に取り組むこととしている。
　そこで、当業務では、札幌市内の飲食店等の食品ロス削減に向けた取組状況などについて把握し、取組上の課題を整理することにより、今後、本市が行うべき食品ロス削減を推進するための事業展開の検討材料とする。

3　履行期間
　契約締結日より納期期限である令和２年１月 31 日まで

4　業務内容
　以下の内容について、本市と十分協議し、誠意をもって速やかに実施すること。なお、本業務の遂行に要する経費一切は、受託者の負担とする。
(1) 調査票の準備
　調査票は、市がデータ（マイクロソフト社ワード形式）提供する。
　提供データをベースに、アンケート票及び鏡文（A4 再生紙・両面印刷物２枚程度）を作成・必要部数を用意すること。なお、必要部数は、以下の発送数に応じ、十分な分量を確保すること。
(2) 調査票等の封入
　準備した調査票等を封入（三つ折り封入を想定）し、本市が指定する箇所に、契約締結日から１か月以内に納入すること。また、発送に必要な窓付き封筒等資材一切は受託者が用意すること。封筒は、本市が指定する文言を印刷したものを使用すること。
　なお、封入にあたり、本市が指定するチラシ等（A4 判２枚以内）を同封することし、郵送（本庁舎より実施）は本市が行いやすいよう、契約日から１月以内に本市の指定どおりに納品すること。
　発送先は、本市がデータ（マイクロソフト社エクセル形式）で提供する。なお、現時点で 13,260 件への発送を予定している。
(3) 調査票の回収
　発送先より本市の当業務担当あて送られた調査票を随時、受け取りに来ること。
　回答方法は、発送より概ね１か月以内に本市担当あて、郵送（各飲食店が用意）のほか FAX、電子メールにて行わせる予定である。
(4) 調査結果の集計・解析
　各調査票を、本市との協議の上、電子データ化（マイクロソフト社エクセル形式）すること。
　電子データ化した情報から、食品ロス削減に関する取組状況や効果的な発生抑制

策、今後の実施予定や実施上の課題、課題解決方法、希望する行政支援の在り方、一日あたりの生ゴミ排出量とその処分方法、食品ロスの発生量と主な発生要因などについて、本市と十分協議したうえで集計し、解析すること。

(5) 報告書の作成

調査結果を報告書としてまとめるとともに、他都市事例などをインターネット等で追加調査し、本市が今後行うべき食品ロス削減事業について効果的な手法を提案すること。また、報告書作成に当たり、本市が指定する内容等を盛り込むこと。

なお、使用した各調査票は、報告書作成後、本市に返却すること。

5　提出物（納期期限まで）

(1) 報告書　１部（回収されたアンケート票、データ解析結果等を含む）

(2) 一切のデータを取りまとめたCD-ROMあるいはDVD-ROM　１枚

(3) 完了報告書等、本市が指定する書面一式

6　特記事項

(1) 本業務履行に当たり、疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方の協議により処理する。

(2) 本業務履行に当たり、委託者は、受託者が必要とする資料の提供について便宜を図るものとする。

(3) 委託者又は委託者の関係者から提供を受けた資料等は、本業務にのみ使用するものとする。但し、第三者に提供する場合であらかじめ委託者の承諾を得たものについては、この限りではない。

(4) この業務の遂行に当たり、必要がある場合は相互調整のため打ち合わせを行う。

(5) この業務の遂行に伴う打ち合わせ、資料、計画等の内容については、外部に漏洩してはならない。

(6) 受託者は、委託業務の遂行に当たり、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等)、プライバシー又は肖像権･パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。

7　納品場所・担当

札幌市環境局環境事業部事業廃棄物課（中央区北１条西２丁目札幌市役所13階北）

担当：一般廃棄物係　原田　　電話211-2927/ Fax218-5105